

千曲市告示第 1 1 5 号

千曲市日曜保育実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 2 日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市日曜保育実施要綱の一部を改正する告示

千曲市日曜保育実施要綱（平成15年千曲市告示第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「千曲市立保育所における長時間保育実施要綱（平成15年千曲市告示第20号）第3条の規定による保育時間」を「午前7時から午後7時まで」に改める。

附 則

この告示は、令和7年8月22日から施行する。